

8福薬業発第279号
令和8年9月24日

各地区薬剤師会担当役員 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 千代丸康重

**令和8年度「地域における医薬品提供体制等の構築・強化に係るモデル事業」
の募集等について（予告）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医薬局総務課では、昨年度の「地域医薬品提供体制構築推進事業」に引き続き、本年度「地域における医薬品提供体制等の構築・強化に係るモデル事業」（以下、同事業）を実施します。

同事業では、①令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業を踏まえた好事例の均てん化（対象：地区薬剤師会）、②健康増進支援薬局の認定制度化を見据えた健康サポート機能をもった薬局の取組みに係る効果の検証等（対象：薬局）の2つの課題対象が予定されており、詳細につきましては追って募集要項が示される予定ですが、現時点で示されている情報等について、別添のとおりお知らせいたします。

地域薬剤師会におかれましては、地域医薬品提供体制の構築・強化や健康増進支援薬局の活用に向け、当該事業を積極的にご活用いただけますようご検討・ご準備方よろしくお願い申し上げます。

また、本事業の募集等に関し、説明会の開催を予定しています（調整中）。詳細は決まり次第ご案内しますが、説明会開催から募集締切までの日数が少ない状況も想定されますので、説明会開催を待たず、可能な範囲であらかじめ地区薬剤師会内にて応募等に係る検討をお進めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 荻野 構一

令和 8 年度「地域における医薬品提供体制等の構築・強化に係るモデル事業」
の募集等について（予告）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医薬局総務課では、昨年度の「地域医薬品提供体制構築推進事業」に引き続き、本年度「地域における医薬品提供体制等の構築・強化に係るモデル事業」（以下、同事業）を実施します。

同事業では、①令和 7 年度 地域医薬品提供体制構築推進事業を踏まえた好事例の均てん化、②健康増進支援薬局の認定制度化を見据えた健康サポート機能をもった薬局の取組みに係る効果の検証等一の 2 つの課題対象が予定されており、詳細につきましては追って募集要項が示される予定ですが、現時点で示されている情報等について、下記のとおりお知らせいたします。

各都道府県薬剤師会におかれましては、地域薬剤師会と連携いただき、地域医薬品提供体制の構築・強化や健康増進支援薬局の活用に向け、当該事業を積極的にご活用いただけますようご検討・ご準備方よろしくお願い申し上げます。

記

1. モデル事業の募集課題及び募集対象

【1】令和 7 年度地域医薬品提供体制構築推進事業を踏まえた好事例の均てん化

募集対象：地域薬剤師会（※地域薬剤師会を実施主体として明確にした上で、都道府県薬剤師会による代理申請及び支払い等の事務手続きも可。）

採択数：10～20（目安）

1 課題あたりの配分額：500 万～1,000 万円（目安）

（募集課題のイメージ・例）

- ・ 薬局間の連携（例：夜間・休日対応、拠点となる薬局による他の薬局の支援（症例検討会、高額薬剤の他の薬局への共有））
- ・ 在宅対応の高度化（例：ターミナルケア・小児在宅の推進、拠点となる薬

局による他の薬局の支援（入退院時カンファレンスの代理対応等）等
令和7年度事業の好事例としては、B申請事業の実施内容などが想定されているとのことです。詳細は追って募集要項にて示されます。

（参考）<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001691195.pdf>

【2】健康増進支援薬局の認定制度化を見据えた健康サポート機能をもった薬局の取組みに係る効果の検証等

募集対象：地域住民の健康の保持増進のための取組みを実施する薬局（行政機関等と連携して実施する取組みを含む）（※薬局を実施主体として明確にした上で、地域薬剤師会・都道府県薬剤師会による代理申請及び支払い等の事務手続きも可。）

採択数：10～20（目安）

1 課題あたりの配分額：100 万～500 万円（目安）

（募集課題のイメージ・例）

- ・ 患者が自身の PHR を理解し、健康の維持・増進に活用するための支援
- ・ 係行政機関や保険者等と連携した健康増進活動の実施
- ・ OTC 医薬品によるセルフメディケーション推進支援 等

2. 募集期間

現時点で、10 月からの約 1 ヶ月が想定されているとのことです。

3. 応募に必要な準備等

概ね令和7年度事業と同様の手続きが想定されているとのことです。

4. その他

- ・ 本事業の募集等に関し、WEB 説明会の開催を予定しています（調整中）。詳細は決まり次第ご案内しますが、説明会開催から募集締切までの日数が少ない状況も想定されますので、説明会開催を待たず、可能な範囲であらかじめ都道府県内にて応募等に係る検討をお進めいただきますようよろしくお願いいたします。
- ・ 参考として、当該事業に係る調達仕様書を添付しますので、併せてご参照ください（本仕様書は、本事業の事務局等を担う事業者に向けた仕様書であり、事業応募に係る仕様書・募集要項等ではございませんので、その点ご留意の上ご覧ください）。

以上

地域における医薬品提供体制等の構築・強化に係る
モデル事業一式調達仕様書

令和8年8月

厚生労働省

医薬局総務課

目次

1. 調達件名	3
2. 目的	3
3. 事業の内容	3
4. 検討委員会の設置・運営	5
5. 事業実施体制	6
6. 事業実施期間（事業契約期間）	6
7. 事業のスケジュール	6
8. 納入成果物	7
9. 納品場所	8
10. 完了の確認と引渡	8
11. データ保護及び管理体制について	8
12. 再委託について	9
13. 損害賠償請求等	9
14. 立入検査等	9
15. 応札条件	10
16. 権利の帰属	10
17. 特記事項	10
18. その他	11

1. 調達件名

地域における医薬品提供体制等の構築・強化に係るモデル事業一式

2. 目的

少子高齢化が進展する中、薬局薬剤師は地域包括ケアを支える医療職の一員として役割は重要であり、通常の処方箋応需に加え、在宅医療、セルフケア・セルフメディケーション支援など健康増進活動等の分野での活躍が期待される。また、患者に必要な医薬品の安定的な供給を図るため、地域における医薬品提供の構築・維持に向けたモデル事業を実施してきた。

本事業では、モデル地域で医薬品提供体制、在宅医療、セルフケア・セルフメディケーションに関連する薬局の地域レベルでの取組みについて提案を募集し、実施する。これにより、当該地域で提供される医療の質の高度化を図るとともに、

(1) これらの取組の効果の検証、

(2) 他の地域にこれらの取組が普及するための課題や方策の収集・分析、などを行うことを目的とする。

さらに、本事業で得られた成果を踏まえ、今後推進すべき取組を特定するとともに、好事例の均てん化を目指した取組みを継続していくことが期待される。

(参考1) 本件事業に関連する参考情報

- 令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業¹
- 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」のとりまとめ(令和4年7月)²
- 地域連携薬局・健康増進支援薬局の認定基準設定に係る基本的考え方について(これまでの議論の整理)³
- 薬局・薬剤師に関する情報⁴

3. 事業の内容

事業の内容は、主に以下のとおりであるが、詳細な内容については、事業開始時に厚生労働省医薬局総務課(以下「本件担当課」という。)との調整により決定すること。

(1) モデル事業の募集・選考・採択・精算に係る事務

ア 本件担当課と協議し、本件モデル事業の募集要項を作成する。当該募集要項について、以下の区分で提案を募集する。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001691195.pdf>

² https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26701.html

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001549125.pdf>

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

- ① 令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業を踏まえた好事例⁵の均てん化については、全国の都道府県薬剤師会を通じて、地域薬剤師会等に対して募集
- ② 健康サポート薬局の取組の効果の検証等については、地域薬剤師会その他薬局関係団体及びアカデミアと連携した健康サポート薬局等に対して募集
- イ 寄せられた提案について、形式的な不備がないかを確認し、不備が認められた場合には提案者に修正を求める。また、本件担当課が指定する最大7名で構成される検討委員会を少なくとも1回は開催し、本件担当課と連携の上、採択課題及び配分額を決定する。
- ウ 採択課題の決定後は、選考結果を提案者に通知する。
- エ 各課題が終了した後、各課題採択者からの実績報告書を求め、「2. 目的」に合致しているか審査し、認められる場合には、事業費の精算を行う。

(参考2) 募集予定の課題

募集課題のイメージ、採択課題数（目安）、1課題あたりの配分額（目安）及び事業に係るそれぞれの募集課題の対象経費（需用費、役務費、消耗品費、会議費、人件費等）の総額は以下のとおり。なお、採択課題数及び1課題あたりの配分額は目安であり、対象経費総額内に収まるのであれば、本件担当課との協議の下で増減させることは差し支えない。また、採択課題数や課題の内容、1課題当たりの配分額は、応募状況及び本事業の検討委員会を踏まえ決定することとしているため、対象経費総額として記載している金額を配分可能とすること。

募集課題のイメージ	採択課題数 (目安)	1課題あたりの配分額 (目安)	対象経費総額 (契約金額には本 経費総額を含むこ と)
① 令和7年度 地域医薬品提供体制構築推進事業を踏まえた好事例の均てん化 (例) ・薬局間の連携(例:夜間・休日対応、拠点となる薬局による他の薬局の支援(症例検討会、高額薬剤の他の薬局への共有)) ・在宅対応の高度化(例:ターミナルケア・小児在宅の推進、拠点となる薬局による他の薬局の支援(入退院時カンファレンスの代理対応等))	10～20	500万～ 1000万 円	159,900 千円
② 健康増進支援薬局の認定制度化を見据えた健康サポート薬局の取組の効果の	10～20	100万～ 500万円	

⁵https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

検証等 (例：患者が自身の PHR を理解し、健康の維持・増進に活用するための支援、関係行政機関や保険者等と連携した健康増進活動の実施、OTC 医薬品によるセルフメディケーション推進支援等)			
--	--	--	--

(2) 課題運営に関する事務

ア モデル事業の採択者について、厚生労働省からの指示に基づき、必要な予算を支給する。

イ 採択者から質問等が寄せられた場合には、必要に応じて本件担当課に相談の上、当該質問者に回答する。

(3) 報告書の作成に係る事務

各課題採択者から事業内容及び成果の概要の提供を受け、前述の検討委員会を最低1回は開催し、本事業の報告書を作成する。当該報告書には、本件担当課及び検討委員会の専門家と連携の上、以下の内容を含めるものとする。

- ・これらの取組の効果の検証
- ・他の地域にこれらの取組が普及するための課題や方策の収集・分析

(4) 本件担当課が開催する検討会への対応

本件担当課の求めがあった場合に、同課が開催する「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/iyaku_36865.html)に出席し、必要に応じて資料の提出、分析結果の報告、意見等の陳述、状況報告等を行う(最大3回を想定)。なお、この検討会の会議運営に係る業務(会場借料、交通費の支給等)は本調達の範囲に含まれない。また、受託者は、同検討会で示された方針に基づいて事業を実施する。

(5) 作業の進捗報告

事業実施中においては、定期的(月1回)に作業の進捗状況を報告するための担当職員との定例会議(WEB、対面いずれも可)を実施するほか、担当職員の求めに応じて途中経過等の報告を行うこと。

(6) 報告書の作成

事業の実施に係る総括的な報告書を作成し、提出する。

4 検討委員会の設置・運営

ア 本事業の実施にあたっては、応募内容の審査及び受託者が作成する報告書作成の助言を行うため、検討委員会設置要綱を定める等することにより、応募内容を

審査等する体制を明確にすること。なお、受託者において、検討委員会の運営に当たり、医療行政または薬事行政に精通している担当者を2名以上置き、検討委員会の円滑な運用に努めること。

イ 検討委員会は、薬剤師・薬局関係団体、学識経験者及び本件担当課により構成し、公正な審査を行うものとする。委員の人選に当たっては、本件担当課担当職員と協議の上で決定すること。委員の人数は、座長を含め最大7名を想定している。この際の参画依頼、交通費・謝金の支給等の各種調整も業務範囲に含まれること。

なお、この検討会等の開催に要する会場借料、検討会構成員への交通費・謝金は本契約と別に実費を支払うこととするため、入札金額には含めないこと。

ウ 会議の開催に要する交通費は「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）」、関係者に対する謝金の取扱いは「謝金の標準支払基準」（平成21年7月21日各府省等申合せ）に準ずることとする。

エ 検討委員会の設置に当たっては、規則等を定め、検討委員会の内容について本件担当課に報告すると共に、議事録等を提出することにより選定に到った過程についても本件担当課に報告すること。

オ 検討委員会は、オンラインによるハイブリッドでの開催も可能とする。

5. 事業実施体制

受託者は、本仕様書に基づいて事業計画書を作成し、厚生労働省の承諾を得た上で事業を実施すること。

6. 事業実施期間（事業契約期間）

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

7. 事業のスケジュール

事業のスケジュールは以下のとおり。ただし、事業の進捗状況等によっては、本件担当課と協議の上、別途スケジュールを決定するものとする。

年		令和8年					令和9年		
月		8	9	10	11	12	1	2	3
1	モデル事業の募集要項作成・事業募集		募集要項作成 (9月中)	事業募集 (10月中旬～下旬まで)					
2	採択事業検討のための検討委員会開催			検討委員会開催 (10月下旬～11月上旬)					
3	採択事業の実施・報告書作成					事業実施 (11月～2月中旬)			
4	事業報告書とりまとめに係る検討委員会開催						検討委員会開催 (2月下旬～3月上旬)		
5	「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」の対応								検討会の対応 (最大3回)
6	本事業の報告書の作成								最終報告書を厚労省へ提出 (3月上旬～3月中旬)

8. 納入成果物

(1) 納入成果物

成果物は、報告書（4の検討会の会議資料、会議議事概要及び各採択課題の報告書を含む。）とし、紙媒体及び電子媒体で納入すること。

成果物一覧

No	成果物	検査のための 納入期限	納品期限	備考
1	事業募集に関する 資料一式	終了後速やかに (令和8年12月31日まで に一度とりまとめ)	令和9年3月26日	
2	採択課題の報告書	終了後速やかに	令和9年3月26日	
3	会議付議資料	会議開催後5営業日以内	令和9年3月26日	検討委員会開催における 付議資料
4	会議議事概要	会議開催後5営業日以内	令和9年3月26日	検討委員会開催における 議事内容を記載
5	本事業の報告書	令和9年3月12日	令和9年3月26日	

(2) 留意事項

- ① 受託者は報告書等を日本語により作成し、紙媒体及び電子媒体（CD-R等）により納入すること。なお、データや文言等に誤り・不整合がないことを十分に確認すること。
- ② 紙媒体のサイズは、日本産業規格A列4番を原則とする。図表については、必要に応じてA列3番を使用することができる。
- ③ 電子媒体に保存する形式はMicrosoft Word 2016、同 Excel 2016、同 PowerPoint 2016で読み込み可能な形式とすること。ただし、厚生労働省が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- ④ 電子媒体及び紙媒体については、正1部及び副1部を納入すること。
- ⑤ 報告書は、①本事業の事業実績報告書、②モデル事業の実施者が作成する事業概要及び成果（パワーポイントのスライド5枚程度）とすること。
受託者が作成する事業実績報告書には、以下を含めること。
 - ・各課題の効果の検証
 - ・他の地域にこれらの取組が普及するための課題や方策の収集・分析

(3) 納入期限及び提出期限

検査用の報告資料を令和9年3月12日までに提出すること。なお、厚生労働省

の確認後、修正が必要な場合には、令和9年3月26日までに再提出すること。

9. 納品場所

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

厚生労働省医薬局総務課

10. 完了の確認と引渡

受託者は、委託業務管理者による納品物の確認を受けて、業務を終了することとする。納品後に間違い等が発見された場合は、受託者の負担において、必要な措置を講ずること。

(1) 契約不適合責任

1. 厚生労働省は、納品検査に合格した成果物を受領した後において、契約不適合を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受託者に通知した場合には、次の①、②のいずれかを選択して請求することができ、受託者はこれに応じなければならない。なお、厚生労働省は、受託者に対して②を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。

① 厚生労働省の選択に従い、厚生労働省の指定した期限内に、受託者の責任と費用負担により、他の良品と引換え、修理または不足分の引渡しを行うこと。

② 直ちに代金の減額を行うこと。

2. 厚生労働省は、前項の通知をした場合には、上記①、②に加え、受託者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3. 受託者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記1の通知期間を経過した後においてもなお上記1、2を適用するものとする。

(2) その他

本仕様書「8.（1）納入成果物」以外にも、打ち合わせの議事概要等、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態を保っておくこと。

11. データ保護及び管理体制について

（1）本調達に関し作成・変更・更新されるドキュメント類、プログラム類、各種データ及び成果物等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可と総務課に提示されたもの以外、全て厚生労働省に帰属するものとする。また、総務課は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

（2）本調達に係る業務の実施のために厚生労働省が提供する情報その他当該業務実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また、当該業務の目的

以外に利用しないこと。

- (3) 受託者は、当該業務における作業及び当該業務で作成・入手したデータの保管は日本国内の予め報告を行った場所で行うこと。なお、作業場所及びデータの保管場所は施錠ができ、入退出者の管理ができる場所とすること。
- (4) 受託者は、当該業務で作成・入手したデータ等は、当該業務に係る契約期間終了後、厚生労働省から指示があった場合、消去又は廃棄し、その旨を厚生労働省に書面で報告すること。

12. 再委託について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう）を含む）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な技術及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を本件担当課に提出し、承認を受けること。なお、再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは再委託には、当たらないものとする。
- (4) 受託者は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「履行体制図」を本件担当課に提出すること。
- (5) 受託者は、機密保持、知的財産等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、本件担当課に報告し、承認を得ること。
- (6) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- (7) 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

13. 損害賠償請求等

- (1) 受託者が、個人情報の漏洩等、委託業者の責に帰する事由により厚生労働省に損害を与えた場合には、厚生労働省は、契約解除等を行うとともに損害賠償請求を行うことができる。
- (2) 厚生労働省は、受託者の契約違反が判明した場合には、契約解除等を行うとともに損害賠償請求を行うことができる。

14. 立入検査等

本業務のうち、厚生労働省が必要であると認める場合には、厚生労働省職員による作業現場の実地調査を含めた立入検査等を行うこととする。

15. 応札条件

入札に参加する者は、以下に該当することを要件とする。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」で A、B 又は C 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 社会保険料等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書を提出すること。
- (8) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (9) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (11) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人として、以下をすべて満たす幅広い知見と経験を有する者であることが望ましい。
 - ・薬事法制や薬局に関する業務の実態について、幅広い知見や専門性を有していること。
 - ・薬事に関する企画・立案を行う調査事業（検討会の実施含む。）の実績を有していること（複数回の実績があることが望ましい。）。
- (12) 入札希望者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

16. 権利の帰属

本事業の実施によって得られる一切の所有権、著作権、その他の諸権利は厚生労働省に帰属する。また、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。

17. 特記事項

- (1) 本契約後、直ちに事業計画書を提出すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本件担当課との密接な協議のもとに進めること。

- (3) 本業務の実施により知り得た事項については秘密を厳守すること。
- (4) 本事業の内容については、厚生労働省のホームページにて結果を公表予定としていること。
- (5) 受託者は、令和9年度の本事業を他社が受託する場合を想定し、以下の項目を明確にした引継書の案を作成し、本件担当課の承認を得ること。厚生労働省の求めに応じて、引継ぎの内容について厚生労働省・次期受託者に説明を行うこと。
 - ・ 課題
 - ・ 改善提案引継ぎ事項
 - ・ 案件特性に伴う引継ぎ事項（申請の選定判断理由など）

18. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、厚生労働省をはじめとして、関係団体等との各種調整を円滑に行うこと。
- (2) 事故又はトラブルについては、受託者が責任をもって処理を行うこと。
- (3) 著作権等に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理を行うこと。
- (4) 委託者は、原則として支払うべき額を確定した後、受託者が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、委託者は、受託者から適法な精算払請求書を受領してから速やかにこれを行わなければならない。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定すること。
- (6) 本事業を実施するに当たって、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）における特定調達品目については、原則としてグリーン購入法に適合した製品を調達すること。特定調達品目以外の品目についても、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めること。また、受託者側の内部業務においても同様の配慮を行うことが望ましい。
- (7) 委託費の精算
本委託費の支払方法は精算払いとし、事業終了後に請求書を提出するものとする。